

河川法に基づく許可等の 手引き

【技術基準編】

平成 23 年 3 月

 東京都建設局河川部

目 次

第 1 章 総 説

第 1	目的	1
-----	----------	---

第 2 章 工作物審査基準

第 1 節 総 則

第 1	趣旨	2
第 2	用語の定義	2
第 3	審査基準の性格	2
第 4	構造の一般的基準	3
第 5	河川整備基本方針等の取扱い	3
第 6	既存の工作物に対する措置	4

第 2 節 堰

第 7	構造等の一般的基準	4
-----	-----------------	---

第 3 節 水門及び樋門

第 8	構造等の一般的基準	4
-----	-----------------	---

第 4 節 水 路

第 9	構造の原則	4
第 1 0	護岸工及び高水敷保護工	4

第 5 節 揚水機場及び排水機場

第 1 1	構造等の一般的基準	5
-------	-----------------	---

第 6 節 取水塔

第 1 2	構造等の一般的基準	5
-------	-----------------	---

第 7 節 伏せ越し

第 1 3	構造等の一般的基準	5
-------	-----------------	---

第 8 節 管類等

第 1 4	設置の基準	5
-------	-------------	---

第 1 5	設置に係るその他の留意事項	6
第 1 6	縦断占用の特例	6
第 1 7	構造の原則	7
第 1 8	排水管の管径	8
第 1 9	山留工の取扱い	8
第 2 0	吐口管の設置に伴い必要となる水叩き等	8

第 9 節 光ファイバケーブル類

第 2 1	適用範囲	9
第 2 2	設置の基準	9
第 2 3	設置に係るその他の留意事項	10

第 10 節 集水埋渠

第 2 4	設置深さ	10
第 2 5	構造の原則	10
第 2 6	構造	10

第 11 節 橋

第 2 7	構造等の一般的基準	10
第 2 8	橋台前面の位置	11
第 2 9	橋台の方向	11
第 3 0	橋台の底面	11
第 3 1	河道内に設ける橋台底版の高さ	11
第 3 2	橋脚の形状及び方向	11
第 3 3	橋脚の根入れ	12
第 3 4	径間長	12
第 3 5	近接橋の特則	12
第 3 6	橋脚の位置	13
第 3 7	橋の桁下高	13
第 3 8	橋の桁下高に関する背水区間等の特例	14
第 3 9	舟航河川に設置する橋の桁下高等の特例	14
第 4 0	水位低下河川に設置する橋の桁下高等の特例	14
第 4 1	耐震護岸整備河川に設置する橋の桁下高等の特例	15
第 4 2	橋面の高さ	15
第 4 3	橋の設置に伴い必要となる護岸等	15
第 4 4	河川改修計画が定められている場合の護岸等の取扱い	16
第 4 5	管理用通路の保全のための橋の構造	16
第 4 6	橋梁の長寿命化対策、耐震補強対策に対する一般的基準	16
第 4 7	適用除外	16

第 12 節 潜水橋	
第 4 8	設置の基準……………17
第 13 節 道 路	
第 4 9	設置の基準……………17
第 5 0	設置に係るその他の留意事項……………17
第 5 1	堤防と効用を兼ねない道路……………18
第 14 節 自転車歩行者専用道路	
第 5 2	許可の範囲……………18
第 5 3	設置の基準……………18
第 5 4	設置に係るその他の留意事項……………19
第 15 節 坂 路	
第 5 5	設置の基準……………19
第 5 6	設置に係るその他の留意事項……………19
第 16 節 階 段	
第 5 7	設置の基準……………20
第 17 節 安全施設	
第 5 8	設置に係る留意事項……………20
第 5 9	設置の基準……………20
第 6 0	防護柵の高さ……………20
第 18 節 架空線類	
第 6 1	設置の基準……………21
第 6 2	設置に係るその他の留意事項……………21
第 19 節 河底横過トンネル	
第 6 3	設置深さ……………21
第 6 4	構造の原則……………22
第 6 5	ゲート等……………22
第 6 6	設置に係るその他の留意事項……………22
第 20 節 地下工作物	
第 6 7	設置深さ……………26
第 6 8	構造の原則……………26
第 6 9	設置に係るその他の留意事項……………26

第 21 節 船舶係留施設

第 7 0	設置の一般的基準	26
第 7 1	乗降用栈橋及び荷役用栈橋	27
第 7 2	係留杭	27

第 22 節 河川保全区域における工作物等の規制

第 7 3	工作物の新築等	28
第 7 4	土地の掘削、盛土又は切土	29

第 23 節 その他の施設等の取扱い

(a) 照明施設

第 7 5	許可の範囲	29
第 7 6	設置の基準	30

(b) 荷役用クレーン類

第 7 7	設置位置等の原則	31
第 7 8	構造等の原則	32

(c) 工事用詰所・作業小屋・倉庫

第 7 9	許可の範囲	32
第 8 0	構造等の原則	32

(d) 工事用仮設物

第 8 1	仮締切	32
第 8 2	工事用仮栈橋	33
第 8 3	迂回路のための仮橋	34

(e) 橋梁構造となる歩道等、臨時に設ける橋

第 8 4	臨時に設ける橋の設置基準	34
-------	--------------	----

(f) 季節的な行事等を行うために設ける仮設物

第 8 5	季節的に設ける仮設物の設置基準	34
-------	-----------------	----

第 24 節 雨水放流等の取扱い

第 8 6	下水道又は道路等からの雨水の放流	35
第 8 7	開発行為等に伴う雨水の放流	35
第 8 8	個人の申請による雨水以外の河川放流	36

第25節 雑 則

第89	適用除外	36
第90	準用河川に設置する許可工作物への準用	36
第91	その他の許可工作物の取扱い	37

第3章 工作物設置許可基準

第1節 総 則

第1	趣旨	39
第2	適用範囲	39
第3	基本方針	39
第4	設置等の一般的基準	39

第2節 堰

第5	設置位置の選定基準	40
第6	設置の基準	40

第3節 水門及び樋門

第7	設置位置の選定基準	41
第8	設置の基準	41
第9	設置に係るその他の留意事項	41

第4節 水 路

第10	設置の基準	42
-----	-------	----

第5節 揚水機場及び排水機場

第11	設置の基準	42
第12	設置に係るその他の留意事項	42

第6節 取水塔

第13	設置位置の選定基準	42
第14	設置の基準	43

第7節 伏せ越し

第15	設置位置の選定基準	43
第16	設置の基準	43

第8節 管類等

第16の二	適用範囲	44
-------	------	----

第 1 7	設置の基準	44
第 8 節の 2 光ファイバケーブル類		
第 1 7 の二	適用範囲	44
第 1 7 の三	設置の基準	44
第 1 7 の四	設置に係るその他の留意事項	45
第 9 節 集水埋渠		
第 1 8	設置位置の選定基準	45
第 1 9	設置の基準	45
第 2 0	設置に係るその他の留意事項	46
第 10 節 橋		
第 2 1	設置位置の選定基準	46
第 2 2	設置の基準	46
第 2 3	設置に係るその他の留意事項	47
第 11 節 潜水橋		
第 2 4	設置の基準	47
第 2 4 の 2	設置に係るその他の留意事項	47
第 12 節 道 路		
第 2 5	設置位置の選定基準	47
第 2 6	設置の基準	47
第 2 7	設置に係るその他の留意事項	47
第 13 節 自転車歩行者専用道路		
第 2 8	設置位置の選定基準	48
第 2 9	設置の基準	48
第 14 節 坂 路		
第 3 0	設置位置の選定基準	48
第 3 1	設置の基準	48
第 3 1 の 2	設置に係るその他の留意事項	48
第 15 節 階 段		
第 3 2	設置の基準	49
第 3 2 の 2	設置に係るその他の留意事項	49
第 16 節 安全施設		
第 3 3	設置に係る留意事項	49

第 17 節 架空線類

第 3 4	設置位置の選定基準	49
第 3 5	設置の基準	50

第 18 節 河底横過トンネル

第 3 6	設置の基準	50
第 3 7	設置に係るその他の留意事項	50

第 19 節 地下工作物

第 3 8	適用範囲	51
第 3 9	設置位置の選定基準	51
第 4 0	設置の基準	51
第 4 1	設置に係るその他の留意事項	51

第 20 節 船舶係留施設

第 4 2	設置位置の選定基準	52
第 4 3	設置の基準	52

第1章 総説

第 1 章 総 説

（目的）

第 1 この「河川法に基づく許可等の手引き」（以下「手引き」という。）は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の趣旨にかんがみ、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）に係る許可等の申請手続き及び申請に対する処分の際の審査基準並びに不利益処分基準を定め、これらを公にすることにより、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって処分の相手方の権利保護に資することを目的とする。

第 2 章 工作物審查基準

第2章 工作物審査基準

第1節 総 則

(趣旨)

第1 この基準は、河川区域内における河川法(昭和39年法律第167号、以下「法」という。)
第26条第1項に基づく工作物の新築、改築又は除却(以下「工作物の設置等」という。)
の許可に際して、工作物の主要なものの構造等について河川管理上必要とされる一般的
技術的基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| 一 計画高水流量 | 河川整備基本方針等に従って、過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。 |
| 二 計画横断形 | 計画高水流量の流水を流下させ、背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、河川を適正に利用させ流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川整備基本方針等に従って河川管理者が定めたものをいう。 |
| 三 流下断面 | 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。ただし、平面的又は縦断的につながらない死水域(樹木群等による死水域を含む)又は局部的な深掘れと認められる部分はこれに含まれない。 |
| 四 計画高水位 | 河川整備基本方針等に従って、計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。 |
| 五 計画高潮位 | 河川整備基本方針等に従って、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生の状況、当該河川及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高潮位をいう。 |
| 六 高潮区間 | 計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。 |
| 七 計画堤防 | 計画横断形の堤防に係わる部分をいう。 |

(審査基準の性格)

第3 工作物の設置位置等については、工作物設置許可基準(平成6年9月22日建設省河治発第72号)(以下「許可基準」という。)によるものとする。

- 2 工作物の構造等については、河川管理施設等構造令(昭和 51 年 7 月 20 日、政令第 199 号)(以下「構造令」という。)及び同令施行規則(昭和 51 年 10 月 1 日建設省令第 13 号)(以下「建設省令」という。)の適用を受けるものであること。
- 3 構造等の審査に際しては、構造令に定めるもののほか、本基準に定めるところによるものとする。なお、これらの基準に定めのないものについては、次に掲げる基準等に準拠するものとする。
- ① 河川砂防技術基準(案)同解説(建設省河川局監修、日本河川協会編)
 - ② 河川改修事業関係例規集(国土交通省・河川局監修、日本河川協会発行)
 - ③ 河川構造物設計基準(東京都建設局総務部技術管理課発行)
 - ④ 各構造物の設計指針等

(構造の一般的基準)

- 第 4 工作物の設置等にあたっての構造に関する一般的基準は次のとおりとする。
- 一 工作物の構造は、構造令に適合するものであること。また、構造令の適用を受けない軽易な工作物及び工事用その他応急的又は一時的に設ける工作物については、治水上の支障を極力小さくするよう配慮した構造とするものであること。
 - 二 工作物の耐用年数、工費、改築の難易等を考慮して、河川整備基本方針及びこれに基づく改修計画又は全体計画(以下「河川整備基本方針等」という。)に対し、支障とならない構造とするものであること。
 - 三 構造令に定めるところ並びに許可基準及び本基準に定めるところに著しく適合しない既設の工作物は、構造的に強化しないものであること。
 - 四 河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境により必要があるときは、工作物の形状及び色彩、並びに魚類等の生態系など自然環境や水辺空間に配慮した構造とするものであること。
 - 五 河川環境管理基本計画及び清流復活全体計画が定められている場合にあっては、当該計画に定める事項と整合を図るものであること。

(河川整備基本方針等の取扱い)

- 第 5 工作物を設置する地点の高水流量、計画横断形、計画高水位又は、計画高潮位(以下「計画高水流量等」という。)は、「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について」(昭和 51 年 11 月 23 日、建設省河政発 70 号)による河川局長通達(以下「局長通達」という。)に基づき、次に定めるところにより取り扱うものとする。
- 一 河川整備計画が既に策定されている河川については、これによるものとする。
 - 二 河川整備計画の改訂又は策定が明らかな河川については、予定されている河川整備計画の内容により運用するよう努めるものとする。
 - 三 河川整備計画が定められていない河川であって、かつ近い将来に河川改修の予定のない場合は、原則として現況に即して運用するものとする。
- ただし、この場合においては、許可工作物の新築又は改築によって災害が新たに発生又は助長されることのないよう十分留意するものとする。

(既存の工作物に対する措置)

第 6 既存の工作物のうち、構造令に定めるところ並びに許可基準及び本基準に適合しないものについては、当該工作物の改築等の機会に逐次、同上の規定に適合するよう措置するものとする。

第 2 節 堰

(構造等の一般的基準)

第 7 構造等の一般的基準は、構造令及び建設省令によるものとする。

- 2** 前項の規定は、次の各号に示すところの構造令及び建設省令(当該規定に準用規定がある場合には、その規定を含む。)について適用する。
- 一 構造令第 36 条から第 45 条までの各規定
 - 二 規則第 17 条から第 22 条までの各規定

第 3 節 水門及び樋門

(構造等の一般的基準)

第 8 構造等の一般的基準は、構造令及び建設省令によるものとする。

- 2** 前項の規定は、次の各号に示すところの構造令及び建設省令(当該規定に準用規定がある場合には、その規定を含む。)について適用する。
- 一 構造令第 46 条から第 53 条までの各規定
 - 二 建設省令第 23 条から第 25 条までの各規定
- 3** 水門及び樋門の設置等に伴い必要となる取付水路の構造等の一般的基準は、第 4 節水路を適用するものとする。

第 4 節 水 路

(構造の原則)

- 第 9** 堤外地には、堤防に沿って縦断方向に水路を設置しないことを基本とするものとする。ただし、やむを得ず堤外水路を設置するときは、計画高水位以下の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2** 堤外水路は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護岸工及び高水敷保護工)

- 第 10** 堤外地において、河川の縦断方向に水路を設置するときは、原則としてその法面に、また堤内地の堤脚付近において、河川の縦断方向に水路を設置するときは、原則として堤防側に、護岸を設置するものとする。
- 2** 堤外地において、河川の横断方向に水路を設置するときは、洪水時の流水方向に対し

て直角を基本とするとともに法勾配は緩やかにし、その周囲には適当な高水敷保護工を設置するものとする。

第5節 揚水機場及び排水機場

(構造等の一般的基準)

第11 構造等の一般的基準は、構造令によるものとする。ただし、取水樋門及び排水樋門においては第3節水門及び樋門、取水管及び排水管を堤防乗り越し構造とするときは第8節管類を適用するものとする。

2 前項の規定は、構造令第54条から第57条までの各規定（当該規定に準用規定がある場合には、その規定を含む。）について適用する。

第6節 取水塔

(構造等の一般的基準)

第12 構造等の一般的基準は、構造令及び建設省令によるものとする。

2 前項の規定は、次の各号に示すところの令及び規則（当該規定に準用規定がある場合には、その規定を含む。）について適用する。

- 一 構造令第58条及び第59条の各規定
- 二 建設省令第26条の規定

第7節 伏せ越し

(構造等の一般的基準)

第13 構造等の一般的基準は、構造令によるものとする。

2 前項の規定は、構造令第68条から第72条までの各規定（当該規定に準用規定がある場合には、その規定を含む。）について適用する。

第8節 管類等

(設置の基準)

第14 管類等を設置するときは、許可基準第18に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

一 堀込河道等において堤防を横断して設置する管類等は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。ただし、雨水排水等の吐口管は、次に掲げるものを除き、原則として河川の下流に向けて設置するものとする。

- ① 護岸の構造が築堤形式のところに設置するもの
- ② 放流量が本川流量に対して極めて少なく、本川の洪水の流下に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

- 二 雨水排水等の吐口管の敷高は、原則として計画河床高とするとともに、河川の段階的整備の河床(暫定河床)、現河床に配慮して定めるものとする。
- 三 設置深さは、河底を横過するものを除き、極力浅くするものとする。ただし、堤防と効用を兼ねる道路下に設置するときは、道路の保全上必要な深さを確保することができる。
- 四 人孔類(マンホール等)は、河川区域内に設置しないことを基本とするものとする。
- 五 構造令に適合していない既存の橋には、原則として管類等を新たに添架しないものとする。
- 六 既存の橋に管類等を添架するときは、当該橋梁の桁下高を下回らない位置に設置するものとする。また、取付道路下の地中配管部は、計画堤防外に設置することを基本とするものとする。

ただし、高潮区間については、計画高潮位を下回らない位置に設置することができる。
- 七 給油管等の堤防乗り越し管は、構造令に定める河川管理用通路の建築限界を確保するものとする。
- 八 管類等を堤防の堤脚付近に設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日、建設省河治発第40号)によるものとする。
- 九 河川を専用橋で横過して設置するものについては第11節橋、河底を横過して設置するものについては第19節河底横過トンネルを適用するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

- 第15 既存の橋に近接して専用橋又は単独で河川を横過している管類等、及び新たに河川を横過する管類等は、近接する橋の改築又は新築の際には、原則として橋に添架する等統合に努めるものとする。
- 2 河川を新たに横過する管類等、及び専用橋又は単独で河川を横過している既存の管類等を改築する場合には、前項の定めによりがたいものは、原則として河底を横過するものとする。

(縦断占用の特例)

- 第16 工作物が次に掲げる各号にすべて該当し、かつ、治水上又は堤防の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限っては、河川に沿って縦断方向に設置することができるものであること。
 - 一 公共的な施設であること。
 - 二 設置箇所が堤防と効用を兼ねる道路(以下「兼用道路」という。)として既に認めている箇所(新たに兼用道路として認められる場合を含む。)又は建築線として同意している箇所等であって、かつ、地形の状況又はその工作物の機能上、他の方法によることが困難であり事情やむを得ないと認められるものであること。
 - 三 将来の河川改修に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
- 2 前項において、「治水上又は堤防の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められるも

の」とは、次に掲げる各号にすべて該当するものをいうものであること。

- 一 河道の一定区間を平均して、計画高水位が堤内地盤高以下で、かつ、堤防高(盛土もしくはパラペットの天端から堤内地盤までの高さをいう。以下において同じ。)が 0.6 m未満(以下「堀込河道」という。)であること、又は第二号に該当するものであること。
- 二 堀込河道においては、堤防法面に護岸が一定区間設置されている場合、又は堀込河道以外の堤防においては、鉄筋コンクリートの自立式護岸(基礎構造を含めて自立式である場合をいう。)が一定区間設置されている場合で、いずれも計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して護岸が十分な強度を有していると認められるものであること。
- 三 設置位置が河川の狭窄部及び水衝部であるときは、河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された護岸構造であること、又は長期にわたって河床の変動が極めて小さいと認められ、付近の河岸又は堤防の構造に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
- 四 工作物側端(構造物外周の堤外地側の端をいう。)から堤防天端幅(ここでは、工作物側端から堤防法線までの距離をいう。)が、原則として 3m以上(ただし、計画高水流量が 100 m³/s 未満の小河川の場合は 2.5m以上)確保できるものであること。
- 3 工作物の縦断埋設及びこれに伴う土地の占用については、設置箇所における河川沿いの区域のために行う必要最小限のものにとどめるものとする。
- 4 管類等の設置に伴い必要となる人孔等は、極力少なくするよう配慮するものであること。
- 5 設置深さは、兼用道路の保全上必要な深さを確保し、極力浅くするものとする。

(構造の原則)

- 第 17 管類の材質及び構造は、堤防の保全上必要な強度を有し、河川区域内に設置する下水道及び水道管にあっては、十分な屈撓性及び水密性を有する継手によって接続された遠心力鉄筋コンクリート管、鋼管、铸铁管等の構造のものを含むものであるとともに、鉄筋コンクリート構造のものと同等の強度、耐久性、止水性等を有しているものであること。
- 2 堤防天端上に管類等を設置するときは、保護のためコンクリートで巻き立てるか、蓋付コンクリートU字溝に入れて、天端交通に支障のないよう上下流天端となじみよく取り付けるものとする。
 - 3 取排水管を設置する場合において、遠心力鉄筋コンクリート管及び硬質塩化ビニール管等の 2 次製品を使用するときは、管の外側を鉄筋コンクリートで巻き立てた構造とするものとする。
 - 4 水道管やガス管等の圧力管を設置するときは、二重鞘管構造又は管の外側を鉄筋コンクリートで巻き立てた構造とするものとする。ただし、河川水の汚濁もしくは振動等により堤防に損傷を与えるおそれがないと認められる場合は、橋の添架部等の空中横断部についてはこの限りではない。
 - 5 給油管等の堤防乗り越し管は、水面に受台を設けて支持させるものとし、護岸に直接

荷重が作用しない構造とするとともに、管類の振動が堤防に支障を与えないよう必要な対策を講ずるものとする。

6 排水管の設置に伴い、堤内地(民地側)に河川水が逆流するおそれがあるときは、逆流防止施設を設置するものとする。また、その設置にあたっては、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げない構造とするものとする。

7 橋に添架する管類等は、原則として兩岸に可撓性のある継手及び停止、調圧等のバルブを設けるものとする。また、橋台パラットの開孔部と管類の隙間は十分な弾力性及び水密性を有する材料で填充するものとする。

(排水管の管径)

第 18 堤体内に横断して設置する排水管は、原則として内径 60cm 以上とするものとする。ただし、管の長さが 5m 未満であって、かつ、堀込河道の場合においては、内径 30 cm まで小さくすることができる。

2 河川に沿って縦断方向に設置する排水管は、工作物の構造上又は管理上支障とならない範囲で、極力最小限の管径のものとする。

(山留工の取扱い)

第 19 河川区域内に設置した仮設山留工は、原則として撤去するものとする。

2 河川区域内に管類等を河川に沿って縦断方向に設置する場合において、その設置に伴い必要となる仮設山留工は、堤防の保全上必要があると認められるときは、存置する(埋殺し)等の措置を講ずるものとする。

(吐口管の設置に伴い必要となる水叩き等)

第 20 河川の水深が浅く(低水位において、おおむね 30cm 以下をいう。)、河床洗掘の影響を受け易い箇所に吐口管を設置するときは、河床に水叩きを設置するものとする。ただし、管径の小さい(内径が 45cm 以下のものをいう。)吐口管を設置するときは、この限りでない。

2 水叩きの構造は、以下によることを基本とするものとする。

一 水叩きは、コンクリート構造又はフトン籠を標準とするものとする。

二 出幅は、河床から管頂までの高さの 2 倍以上とするものとする。

三 延長は、河床から管頂までの高さの 3 倍以上とするものとする。

四 厚さは、20cm 以上とするものとする(コンクリート構造の場合)。

五 敷高(上面の高さ)は、原則として計画河床高に合わせるものとする。

ただし、暫定河床高で施工されている区間であって、当面、河川改修の予定がない場合には、暫定河床高とすることができる。

3 河床変動の著しい箇所に水叩きを設置する場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、水叩きの上下流に適当な範囲で、屈撓性を有する構造の護床工を設置することを基本とするものとする。

第9節 光ファイバケーブル類

(適用範囲)

第21 この節の規定は、光ファイバケーブル類について適用するものとする。

(設置の基準)

第22

一 共通事項

- ① 設置にあたっては、計画横断形に適合した位置を選定することを基本とするものとする。ただし、近い将来改修工事に着手する予定のない区間にあつてはこの限りでない。
- ② 光ファイバケーブル類及び収容管路は、損傷等に対して十分安全な深さに埋設することを基本とするものとする。ただし、鞘管構造やコンクリート巻立構造とするなど、必要な対策を講ずるときはこの限りでない。
- ③ ハンドホール及び伝送装置等については、堤外地及び堤防の表法に設置しないことを基本とするものとする。ただし、高水敷においては洗掘等の生じるおそれ極めて低い場合はこの限りでない。

二 河川の縦断方向に設置するときの設置の基準

- ① 計画堤防内、堤外地及び堤防の表法には設置しないことを基本とするものとする。
- ② 堤内地において設置するときは「堤内地の橋脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日建設省河治発第40号)によるものとする。

三 堤防を乗り越して設置するときの設置の基準

- ① 設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。
- ② 堤防の表法部分においては、光ファイバケーブル類及び収容管路はコンクリート巻立構造(護岸との一体構造を含む)とし、その上面を堤防法面に合わせることを基本とするものとする。なお、護岸との一体構造としない場合においては、護岸等の堤防補強を行うものとする。
- ③ 堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については、計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- ④ 構造令に適合していない既存の橋にやむを得ず添架するときは、治水上の支障について検討を行い、必要な対策を講ずるものとする。

四 高水敷に設置するときの設置の基準

- ① 設置の方向は、洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。
- ② 埋設の深さは構造令第62条第2項によるものとする。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りでない。

(設置に係るその他の留意事項)

第 23 光ファイバケーブル類の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう必要な対策を講ずるものとする。

第 10 節 集水埋渠

(設置深さ)

第 24 構造令第 72 条の規定は、集水埋渠の深さについて準用する。この場合において、第 72 条中「伏せ越し」とあるのは、「集水埋渠」と読み替えるものとする。

(構造の原則)

第 25 構造令第 69 条の規定は、集水埋渠の構造の原則について準用する。この場合において、第 69 条中「伏せ越し」とあるのは、「集水埋渠」と読み替えるものとする。

(構造)

第 26 構造令第 70 条の規定は、堤防下に埋設する送水管について準用する。この場合において、第 70 条第 1 項中「堤防を横断して設ける伏せ越し」とあるのは、「堤防下に埋設する送水管」と、「伏せ越し」とあるのは、「送水管」と、同条第 2 項中「伏せ越し」とあるのは、「送水管」と読み替えるものとする。

第 11 節 橋

(構造等の一般的基準)

第 27 構造等の一般的基準は、河川管理施設等構造令（以下次項において「構造令」という。）及び同令施行規則（以下次項において「建設省令」という。）によるものとする。

2 前項の規定は、次の各号に示すところの構造令及び建設省令（当該規定に準用規定がある場合には、その規定を含む。）について適用する。

- 一 構造令第 60 条から第 67 条までの各規定
- 二 建設省令第 27 条から第 34 条までの各規定

(橋台前面の位置)

第 28 橋台の前面と堤防法面との交点は、計画高水位と堤防法面との交点より前に出さないものとする。ただし、川幅 50m 未満の河川にあっては、橋台前面を堤防法線まで後退させるものとする。

2 前項に定めるもので、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(構造令第 61 条第 1 項)

(橋台の方向)

第 29 堤防に設置する橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けることを基本とするものとする。

(構造令第 61 条第 3 項)

(橋台の底面)

第 30 堤防に設置する橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(構造令第 61 条第 4 項)

(河道内に設ける橋台底版の高さ)

第 31 橋台の底版は河道内に設置しないことを基本とするものとするが、護岸と兼用する橋台又は河川の状況等からやむを得ないと認められるときは、橋台底版を河道内に設置することができる。この場合において、河道内(堤防の表法肩より表側の部分)に設置する橋台の底版部は、次の各号のいずれかに該当する場合には、計画河床又は最深河床のいずれか低いほうから 2m 以上の深い部分に設けるものとする。ただし、河川の状況その他の事情により、河床の洗掘、変動が極めて小さいと認められ、河川管理上支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、計画河床又は最深河床の下の部分に設けることができる。

- 一 橋台の底版が護岸の底版より川側に 1m 以上突出する場合
- 二 河川計画が定められていない区間に橋台を設置する場合

(橋脚の形状及び方向)

第 32 河道内に設置する橋脚の水平断面は、洪水の流下の妨げとならないよう極力細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、その長径の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。(構造令第 62 条第 1 項)。

2 橋脚を設けることによる河積阻害率は、極力、必要最小限に収めるよう努めるものとする。

(橋脚の根入れ)

第 33 河道内に設置する橋脚の底版部(基礎部)は、低水路の計画河床又は最深河床のいずれか低いほうから深さ 2m 以上の部分に設けるものとする。ただし、河川の状況その他の事情により、河床の洗掘、変動が極めて小さいと認められ、河川管理上支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、計画河床又は最深河床の下の部分に設けることができる(構造令第 62 条第 2 項)。

(径間長)

第 34 橋脚を河道内に設置する場合の径間長は、山間狭窄部その他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値(その値が 50m を超える場合においては、50m)以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値(以下「基準径間長」という。)以上とすればその平均値を基準径間長に 5m を加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は基準径間長から 5m を減じた値(30m 未満となる場合は、30m)以上とすることができる。

$$L = 20 + 0.005Q$$

この式において、L 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 径間長 (単位 m)

Q : 計画高水流量 (単位 m^3/s)

2 次の各号の 1 に該当する橋(主要な公共施設に係るものを除く。)の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

- 一 計画高水流量が $500 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満で川幅が 30m 未満の河川に設ける橋 12.5m
- 二 計画高水流量が $500 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満で川幅が 30m 以上の河川に設ける橋 15m
- 三 計画高水流量が $500 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上 $2,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満の河川に設ける橋 20m

3 基準径間長が 25m を超えることとなる場合においては、第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず流心部以外の部分に係る橋の径間長を 25m 以上とすることができる。この場合において、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上とするものとする。

4 河道内に橋脚が設置されている橋、堰その他の河川を横断して設置されている施設に近接して設置する橋(以下「近接橋」という。)の径間長は、第 35 の規定によるものとする。

(構造令第 63 条)

(近接橋の特則)

第 35 第 34 第 4 項に規定する河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横過して設けられている施設(以下「既設の橋等」という。)に近接して設置する橋(以下「近接橋」という。)の径間長は、第 34 第 1 項から第 3 項までに規定するところによるほか、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより近接橋の橋脚を設置することとした場合における径間長の値とするものとする。ただし、既設の橋

等の改築又は撤去が5年以内に行われることが予定されている場合は、この限りでない。

- 一 既設の橋等と近接橋との距離（洪水時の流心線に沿った見通し線（以下「見通し線」という。）上における既設の橋等の橋脚、堰柱等（以下「既設の橋脚等」という。）と近接橋の橋脚との間の距離をいう。）が基準径間長未満である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋等の見通し線上に設置するものとする。
 - 二 既設の橋等と近接橋との距離が基準径間長以上であって、かつ、川幅(200mを超え、200m)以内である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上、又は既設の橋等の径間の中央の見通し線上に設置するものとする。
- 2 前項の規定によれば近接橋の径間長が70m以上となる場合においては、同項の規定にかかわらず、基準径間長から10mを減じた値以上とすることができる。
 - 3 第1項の規定によれば近接橋の流心部の径間長が70m以上となる場合においては同項の規定にかかわらず、径間長の平均値を基準径間長から10mを減じた値(30m未満となる場合は、30m)以上とすることができる。

(建設省令第29条)

(橋脚の位置)

第36 橋脚は、堤体内に設置しないものとする。

- 2 橋脚の設置位置は、原則として河岸又は堤防ののり先及び低水護岸ののり肩からそれぞれ10m(計画高水流量が500 m³/s未満の河川にあつては5m以上)以上離すものとする。
- 3 堤内地に橋脚を設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日建設省河治発第40号)によるものとする。
- 4 やむを得ず河岸又は堤防ののり先又は低水護岸ののり肩付近に設置せざるを得ない場合は、必要に応じ、護岸をより強固なものとするとともに、護床工又は高水敷保護工を設置するものとする。

(橋の桁下高)

第37 橋の桁下高は、計画高水流量に応じ、計画高水位に構造令第20条(余裕高)第1項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間については当該地点における河川の兩岸の堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

(構造令第64条第1項)

(橋の桁下高に関する背水区間等の特例)

第 38 背水区間に設置する橋の桁下高は、治水上の支障がないと認められるときは第 37 の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

- 一 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、構造令第 20 条(余裕高)第 1 項の表の下欄に掲げる値を加えた高さ
- 二 計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)

2 地盤沈下のおそれがある地域に設置する橋の桁下高は、第 37 及び前項に定めるもののほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(構造令第 64 条第 1 項)

(舟航河川に設置する橋の桁下高等の特例)

第 39 舟航河川（従来からの営業船舶の航行がある河川をいい、工事用台船及び起重機船等を含まない。）に設置する橋の径間長又は桁下高は、第 34 又は第 37 に定めるもののほか、船舶の航行に支障とならないものとする。

2 前項において、船舶の航行に支障とならない橋の径間長又は桁下高は、当該河川における船舶の航行実態等を考慮して定めるものとする。

(水位低下整備河川に設置する橋の桁下高等の特例)

第 40 江東内部河川のうち、水位低下整備河川に設置する橋の桁下高は、次の表の下欄に掲げる値、及び径間長は、第 34 に定めるもののほか、次の表の下欄に掲げる航路幅（航路としての有効幅をいう。）以上とするものとする。

河川名	区 間	端部桁下高	中央部桁下高	航路幅
旧中川	全 川	A.P+2.0m	A.P+3.0m	11.0m
北十間川	北十間川樋門～旧中川	A.P+2.0m	A.P+2.5m	11.0m
小名木川	扇橋閘門～旧中川	A.P+2.0m	A.P+3.0m	11.0m
横十間川	小名木川～北十間川	A.P+2.0m	A.P+2.5m	11.0m

(耐震護岸整備河川に設置する橋の桁下高等の特例)

第 41 江東内部河川のうち、耐震護岸整備河川に設置する橋の桁下高は、次の表の下欄に掲げる値、及び径間長は、第 34 に定めるもののほか、次の表の下欄に掲げる航路幅(航路としての有効幅をいう。)以上とするものとする。

河川名	区 間	端部桁下高	中央部桁下高	航路幅
小名木川	隅田川～扇橋閘門	A.P+3.0m	A.P+4.6m	20.0m
大横川	竪川～隅田川	A.P+3.0m	A.P+3.1m	11.0m
仙台堀川	全 川	A.P+3.0m	A.P+3.1m	11.0m
平久川	全 川	A.P+3.0m	A.P+3.1m	11.0m
竪 川	大横川～竪川水門	A.P+3.0m	A.P+3.1m	11.0m
大島川西支川	全 川	A.P+3.0m	A.P+3.1m	11.0m
越中島川	全 川	A.P+3.0m	A.P+3.1m	11.0m
大横川南支川	全 川	A.P+3.0m	A.P+3.1m	11.0m

(橋面の高さ)

第 42 橋面(路面その他建設省令で定める橋の部分のいう。)の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低くかつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(構造令第 64 条第 2 項、建設省令第 30 条)

(橋の設置に伴い必要となる護岸等)

第 43 橋を設置する場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設置するものとする。

2 橋を設置する場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘の防止、及び橋の下河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、次の各号に定めるところにより河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので措置するものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない(構造令第)。

一 河道内に橋脚を設置するときは、河岸又は堤防に最も近接する橋脚の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ第 34 第 1 項の規定による基準径間長の 2 分の 1 の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設置するものとする。

二 河岸又は堤防に橋台を設置するときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ 10 m の地点を結ぶ区間以上の区間に設置するものとする。

(構造令第 34 条、第 35 条、第 65 条、建設省令第 31 条)

(河川改修計画が定められている場合の護岸等の取扱い)

第 44 河川改修計画が定められている区間に橋を設置する場合において、第 41 の規定により護岸等を設けることが必要となるときは、原則として次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- 一 当該施設の設置時期に合わせて必要な河川工事を同時施行するよう努めるとともに、当該施設の設置時期についても調整を行うものとする。
- 二 前号に定める措置が困難な場合において、かつ、当該施設を設置した場合に将来の河川改修工事の施行が著しく困難又は著しい手戻りとなる場合には、第 43 に定める範囲内で、予定されている改修計画の内容により護岸等を設置するものであること。
- 三 第二号に該当しない場合、又は改修計画が川幅を拡げる計画であり、かつ、近い将来に河川改修工事の予定がない場合で、当該施設の設置時期に合わせて当該計画に係る河川改修工事を施行することができないときは、治水上支障のない範囲で、現況の河川内の部分のみすりつけ施行することができるものであること。なお、この場合においては、現況河積を十分確保するとともに、災害が新たに発生又は助長されないよう十分配慮するものであること。

(管理用通路の保全のための橋の構造)

第 45 橋（取付部を含む。）は、河川管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

- 2 前項の管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画の管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（構造令第 34 条、建設省令第 32 条）

(橋梁の長寿命化対策、耐震補強対策に対する一般的基準)

第 46 既設の橋の構造が河川管理施設等構造令に著しく適合しないもの及び長寿命化対策並びに耐震補強対策後の橋の構造が同令に著しく適合しないものとなるときは、原則としてこれらの対策は行わないものとし、架替えによる方法を選択するものとする。

- 2 河道内に設けられた橋脚を巻き立て等により補強するときは、洪水の流下の妨げとならないよう極力細長い隋円形その他これに類する形状のものとし、その長径の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。また、河積阻害率は、極力、必要最小限に収めるよう努めるものとする。
- 3 河道内に設けられた橋台及び橋脚に、落橋防止（桁かかり長の確保等）のための突起物を設置するときは、原則として計画高水位の高さ以上の部分に設けるものとする。

(適用除外)

第 47 本節の規定は、構造令第 73 条第一号から第三号までに掲げる許可工作物(応急措置として改築する橋、既設の橋に歩道橋を添架又は併設する場合の臨時に設ける橋、工事

を施工するために仮に設ける橋)及び木橋、潜水橋、工作物の管理橋については、適用しない。

- 2 本節の規定は、砂防指定地内の河川に設ける橋については、適用しない。

第12節 潜水橋

(設置の基準)

第48 高水敷の堤外水路に橋を設置するときは、堤外水路、高水敷及び河岸又は堤防の保護について必要な対策を講ずるものとし、その高さは、原則として高水敷の高さ以下とするものとする。また、堰上げによる支障が生じないようなものとする。

- 2 やむを得ず手すりを設置しなければならないときは、特に洪水の流下並びに堤防等に著しい支障を及ぼさないよう必要な対策を講ずるものとする。

第13節 道 路

(設置の基準)

第49 堤防天端（河岸に設ける河川管理のための敷地を含む。）又は河川管理用通路は、原則として道路に兼用しないものとする。ただし、地形の状況等を考慮してやむを得ないと認められる場合、又はむしろ適当と考えられる場合に限り、設置することができる。

- 2 前項によりやむを得ず道路を設置する場合には、原則として次の各号に掲げるものは含まれないものであること。ただし、第二号に掲げる道路において、川側の3m以上で河川管理上必要な幅を除いた部分(車道に兼用しない部分をいう。)が、車道より若干(25cm以下)高くして車道と分離した構造として設置されるときは、この限りでない。

- 一 高速自動車国道及び自動車専用道路
- 二 一般国道及び計画交通量 6,000 台/日以上之都道並びに区市町村道
- 三 計画堤防又は河川改修が完成していない区間に設置する道路

- 3 やむを得ず道路を設置する場合において、堤防に裏小段があるときは、堤防天端を避け、できる限り裏小段に設置するものとする。

- 4 道路（路盤、舗装を含む。）は、計画堤防外に設置することを基本とするものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第50 堤防に道路を設置するときは、排水工その他の道路施設及び道路附属物は、河川の計画堤防外に設置することを基本とするものとする。ただし、堀込河道の場合で治水上支障を及ぼすおそれがないと認められるとき、又は道路附属物の基礎の一部を十分な補強措置を講ずるときは、計画堤防内に必要最小限の範囲で設置することができる。

- 2 堤防天端及び裏小段に道路を設置するときは、路面の横断勾配は堤内地側に傾斜した片勾配とし、堤防側には適当なり先保護工を設置するものとする。ただし、やむを得ず両勾配とするときは、堤防法面の浸食等を起こさないよう適当な排水工を設置す

るものとする。

- 3 堤防を兼用して設置する場合において、道路の幅員を確保するために行う腹付け盛土は、川表側に設けないものとする。
- 4 川裏側に設ける腹付け盛土の法勾配は、河川の計画堤防に準じた形状とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないと認められるときは、のり先部に高さ 2m 以下、法勾配 1:0.5 より緩やかな擁壁を設けて土留めすることができる。この場合、土留め擁壁は水抜きについて十分配慮した構造とするものとする。

(堤防と効用を兼ねない道路)

- 第 51 堤防と効用を兼ねない道路については、次の各号により取り扱うことを原則とする。
- 一 河川区域内の上空を縦断的に占有する高架道路等は、設置しないものとする。
 - 二 堤防天端より何らかの方法で堤外地側に張り出して道路等を設置しないものとする。

第 14 節 自転車歩行者専用道路

(許可の範囲)

- 第 52 道路管理者が河川区域内に設置することができるものは、道路法第 48 条の 13 第 2 項に定める「自転車歩行者専用道路」とし、同法第 48 条の 13 第 1 項に定める「自転車専用道路」については、原則として設置しないものとする。
- 2 河川管理用通路に自転車歩行者専用道路を設置することができるのは、河川管理用車両が制約なしに通行できる措置が講ぜられる場合に限るものとする。
 - 3 第 1 項には、道路管理者以外の者が設置する自転車及び歩行者の通行の用に供する道路(いわゆる「遊歩道」を含む。)を含むものであること。

(設置の基準)

- 第 53 自転車歩行者専用道路の設置位置は、河川事業計画及び治水上の影響を勘案して、支障とならないと認められるところに設置するものとする。
- 2 自転車歩行者専用道路の設置位置は、原則として堤防天端、裏小段又は遊水地とするものとする。ただし、地形、堤防の状況等によりやむを得ないと認められるときは、表小段又は高水敷に設置できるものとする。
 - 3 やむを得ず高水敷に設置する場合の位置は、次の各号によるものとする。
 - 一 堤防法面に護岸が設置されていない場合には、堤防法尻からの距離は、原則として 10m 以上離すものとする。ただし、舗装しない場合は、堤防法尻に接して設置することができるものとする。
 - 二 堤防法面に護岸が設置されている場合には、堤防法尻に接して設置できるものとする。
 - 三 低水路肩からの距離は、低水護岸が設置されているときは、原則として 5m 以上、低水護岸が設置されていないときは、原則として 10m 以上離すものとする。

- 4 遊水地においては、堤防法尻に接して設置することができるものとする。
- 5 自転車駐車場は、原則として堤防には設置しないものとする。

（設置に係るその他の留意事項）

- 第 54** 表小段に設置する場合で、堤防法面に護岸が設置されていないときは、原則として路面は舗装しないものとする。また、表小段には柵類は設置しないものとする。
- 2 高水敷に設置する場合には、洪水時における高水敷の洗掘を防止するため、舗道面の両側は、芝張り等によって被覆するものとする。
 - 3 やむを得ず自転車駐車場を設置する場合の施設は、軽易なものであって、河川管理上の支障を生じない構造とするものとする。
 - 4 自転車歩行者専用道路の設置後、河川管理上支障が生ずることとなった場合には、道路管理者が河川管理者と協議のうえ、河川管理に支障のないよう措置するものとする。

第 15 節 坂 路

（設置の基準）

- 第 55** 堤防の川表側に坂路を設置するときは、河川の狭窄部又は水衝部を避けるものとする。また、原則として下流に向かって下りる方向に設置し（逆坂路は設置しない。）、治水上の悪影響を少なくするよう配慮するものとする。

ただし、自転車歩行者専用道路の場合で、交通安全、自転車歩行者の確保等やむを得ない場合においては、逆坂路を設置できるものとし、必要な範囲に護岸を設置するものとする。

- 2 川表側に設置する坂路の幅員は、河積等を勘案して、必要最小限のものとする。特に小規模な河川において河積減少の影響が大きいと認められるときは、堤防法線の修正などを行い、流下能力の確保を図るものとする。
- 3 川表側に設置する坂路の勾配は、原則として 6%もしくはそれ以上とするものとする。
- 4 坂路は、計画堤防外に拡張して設置し、法面と坂路の接する部分には堤体保護工を設置するものとする。

（設置に係るその他の留意事項）

- 第 56** 堤防の川表側の坂路には、原則として柵類を設置しないものとする。
- 2 川表側に設置する坂路は極力統合し、設置箇所は必要最小限とするものとする。

第 16 節 階 段

(設置の基準)

- 第 57 堤防の川表側に設置するときは、原則として計画堤防の法面又は現況堤防の法面に沿って設置するものとし、川裏側に設置するときは、計画堤防外の法面に設置するものとする。
- 2 川表側に設置する場合で、設置箇所が土羽堤防のときは、乱流等による法面の洗掘を防止するため、原則として施設の両端から 2m 以上の範囲に法面保護工を設置するものとする。また、川裏側にあつては、川表と同様に保護工を施し自転車の昇降が考えられる場合には、自転車運搬が可能な構造とするのが望ましい。
- 3 階段には、河川の安全な利用のため手すりを設置することが望ましい。その際治水上支障が生じないよう適切に配慮した構造とするものとする。
- 4 「階段と横断歩道との取付部には、横断待ちの歩行者のための安全な待ちスペースを確保することが望ましい。

第 17 節 安全施設

(設置に係る留意事項)

- 第 58 堤体及び堤外地における安全施設の設置は、安全上必要と認められる部分に限られるものとする。

(設置の基準)

- 第 59 堤防天端又は管理用通路に設置する防護柵の基礎は、原則として計画堤防外に設置するものとする。ただし、堀込河道の場合で治水上支障を及ぼすおそれがないと認められるとき、又は防護柵の基礎の一部を十分な補強措置を講ずるときは、計画堤防内に必要最小限の範囲で設置することができるものとする。
- 2 流下断面内には原則として設置しないものとする。やむを得ず流下断面内に設置する場合には、洪水時に取り外し(移動可能なもの。)又は倒伏等が可能な構造とするものとする。ただし、河川に沿って縦断方向に設置される防護柵の高さが 1m 未満のものにあつては、この限りでない。
- 3 管理用通路に道路を兼用する場合に設置する防護柵は、原則として河川の、転落防止柵はこれを兼用しないものとする。ただし、道路計画上の幅員又は地形の状況等からやむを得ないと認められるとき、又は兼用することが適当であると認められるときは、河川の転落防止柵の機能を損なわない範囲で、かつ、構造上十分な安全措置を講ぜられれば、防護柵を兼用することができるものとする。

(防護柵の高さ)

- 第 60 河川管理用通路に設置する自転車歩行者専用道路、及び河川の転落防止柵の高さは、原則として地盤面から 1.1m とするものとする。ただし、橋間でおおむね植樹帯が川

側に設置されている場合で、自転車及び歩行者の安全が確保されると認められるときは、柵高を 0.8m まで緩和することができるものとする。

- 2 隅田川等のテラス整備において、テラス前面に設置する人止柵は、高さ 0.9m 以上とするものとする。ただし、設置にあたっては、昇降階段及び浮輪の設置等の安全措置を講ずるものとする。
- 3 河川及び周辺の地形の状況等から必要があるときは、前項に定める高さを下回らない範囲で、適切な高さとするものとする。

第 18 節 架空線類

(設置の基準)

- 第 61 河川区域内に、河川に沿って縦断方向に架空線類を設置しないことを基本とするものとする。
- 2 計画堤防内には、支柱や支持工作物を設置しないものとする。ただし、堀込河道において管理用通路を既に道路として認めている場合で、かつ、治水上支障を及ぼすおそれがないと認められるとき、及び河川の将来の改築等に著しい支障とならないと認められるときは、堤防法線から 3m 以上で河川管理上必要な幅を除いた部分に必要最小限の範囲で設置することができる。
 - 3 河川の上空を横断して設置する架空線類は、堤防の法線に対して直角を基本とするものとし、その高さは通産省（現経済産業省）令「電気設備に関する技術基準を定める省令」で定めるところによるほか、堤外地にあっては河川の計画高水位に対し十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとする。また、舟航等のある河川では、当該航行に支障とならない高さ以上とするものとする。
 - 4 堤外地には送電線鉄塔等（ステーを有する支柱を含む。）を設置しないことを基本とするものとする。
 - 5 堤内地の堤防に近接した箇所に鉄塔等を設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成 6 年 5 月 31 日、建設省河治発第 40 号）によるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

- 第 62 送電線等を設置するときは、河川の自由な使用に対し、架空線に対する注意を促す看板等を設置するものとする。

第 19 節 河底横過トンネル

(設置深さ)

- 第 63 河底横過トンネルの設置深さは、計画河床高又は最深河床高から 1.5D（D は掘削外径をいう。）に局所洗掘深さを加えた値以上とするものとする。ただし、上記によって得られる値が 5.0m 未満となるときは、設置深さの下限値は原則として 5.0m とするものとする。

のとすること。

- 2 河川管理施設が、現況あるいは将来計画において特殊堤等杭構造を有する場合は、杭等の河川管理施設の機能に影響のない位置を原則とする。

この場合で、杭等の施設の機能に影響を与える位置に設置せざるを得ない場合は、河川管理施設に対する措置等を行うものとする。

(構造の原則)

- 第 64 河底横過トンネルは、計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とし、鉄筋コンクリート構造のものと同等の強度、耐久性、止水性等を有しているものであること。また、地震に対しても十分安全な構造とするものとする。
- 2 水道管及びガス管等の圧力管を河底に設置するときは、監査廊付きトンネル構造又は二重鞘管構造とするものとする。また、二重鞘管構造とするときは、鞘管と本管との隙間を流動化充填材（モルタル等）で充填するものとする。
- 3 河川区域内には、立坑等を設置しないこと。

(ゲート等)

- 第 65 河底横過トンネルには、流水が河川外に流出することを防止するため、両岸の堤内地側又はこれに代わる適当な箇所にゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設置するものとする。ただし、地下鉄や道路等その機能上ゲートの設置が困難な場合において、これに準ずる必要な対策が講ぜられるとき、又は地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 ゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

- 第 66 工作物を河床下に設置するときは、埋設位置を示すため両岸の堤防又は護岸に、標示板又は標示看板（以下「河川下埋設標」という。）を設置するものとする（東京都河川法施行細則第 6 条）。
- 2 河川下埋設標の設置位置、構造及び標示内容は、下図によることを基本とするものとする。
- 3 工事実施にあたっては、工事期間中及び工事完了後所要の期間にわたる河川管理施設の変状調査等の計測管理を行うこと。

(1) 標示板又は標示看板の寸法及び標示内容

(ア) 標示板

3 5 cm	
2 5 cm	河川下埋設標 埋設物の種類 埋 設 位 置 これより上（下）流 ○○m 埋 設 深 さ 上端 A P ± ○○m 下端 A P ± ○○m 埋 設 幅 ○○m 施 工 年 度 平成 年度 管 理 者

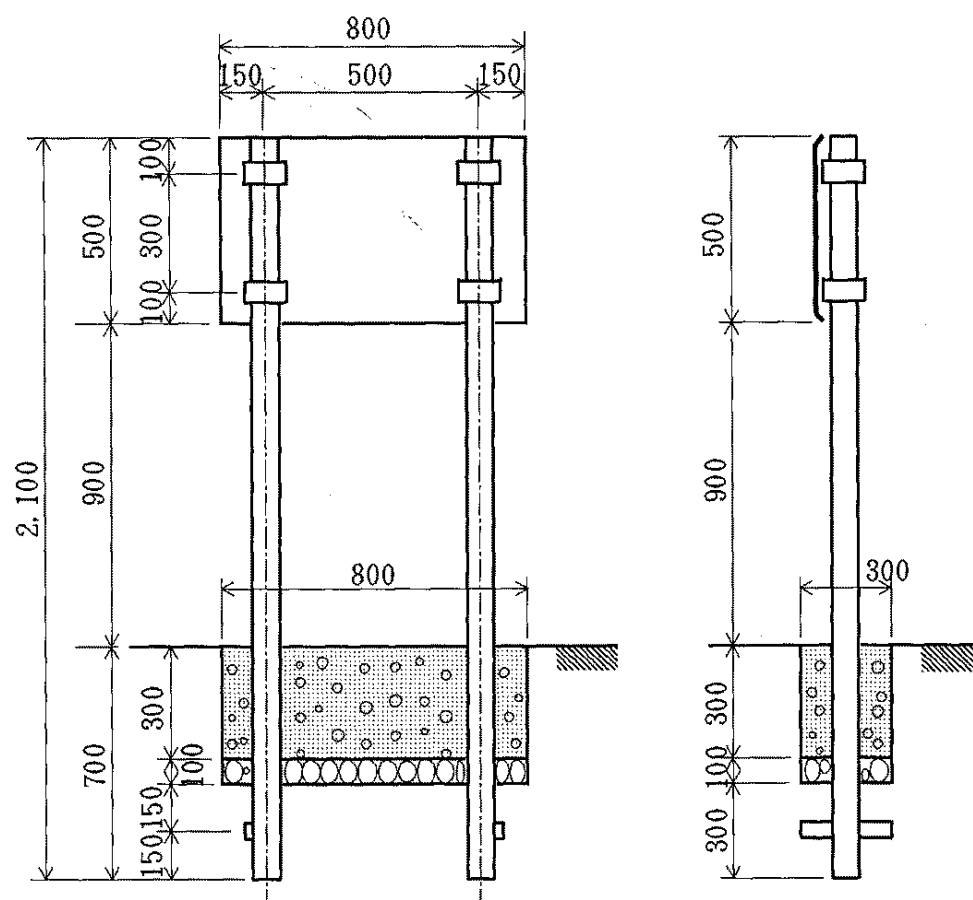
(注) 標示板の材質は、黒花崗岩又は鋳鉄製を使用すること。

(イ) 標示看板

8 0 cm	
5 0 cm	この河川の下には、下記のように埋設物があります。 埋設物の種類 埋 設 位 置 これより上（下）流 ○○m 埋 設 深 さ 上端 A P ± ○○m 下端 A P ± ○○m 埋 設 幅 ○○m 施 工 年 度 平成 年度 管 理 者 電話（○○○○）○○○○

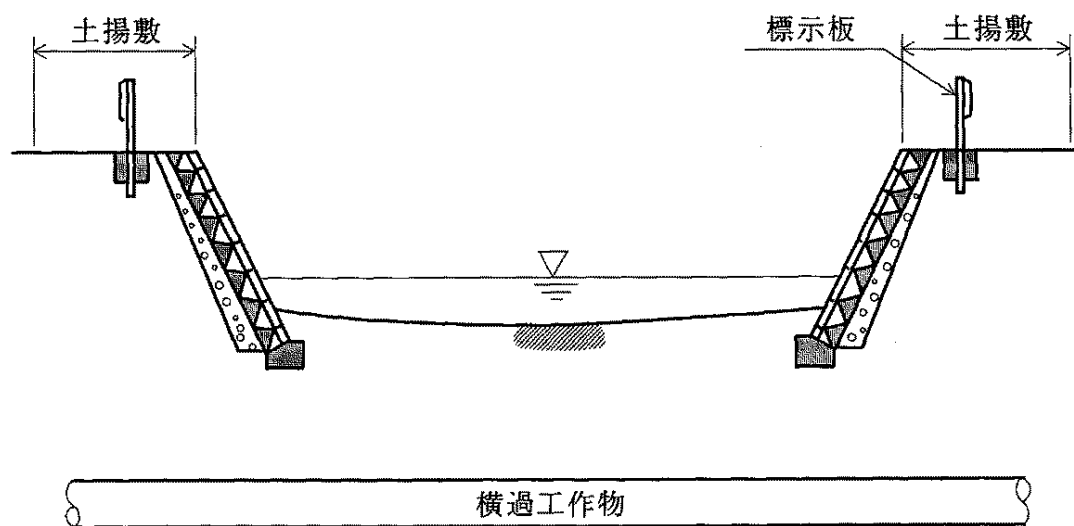
- (注) 1. 標示看板は、合成樹脂板を使用すること。
2. 支柱は、鋼管又は合成樹脂被覆管を使用する。
3. 合成樹脂板は白色とし、文字は赤色とすること。

(2) 標示看板の構造



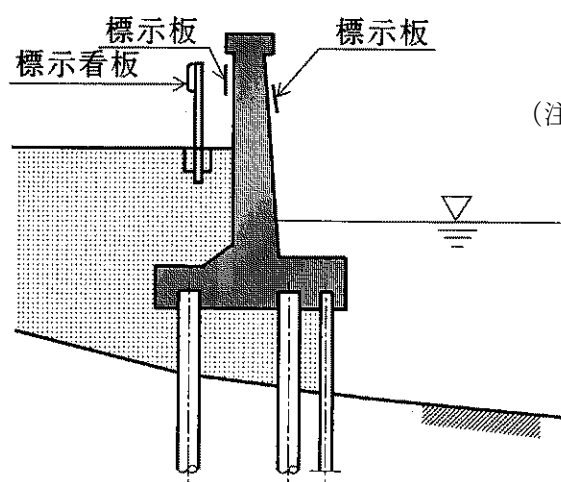
(3) 標示板又は標示看板の設置位置

(ア) 掘込河道の箇所



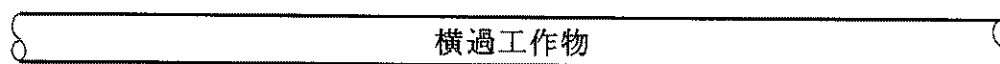
(注) 護岸背面でなるべく天端に近いところに設置すること。

(イ) 高潮防潮堤の箇所

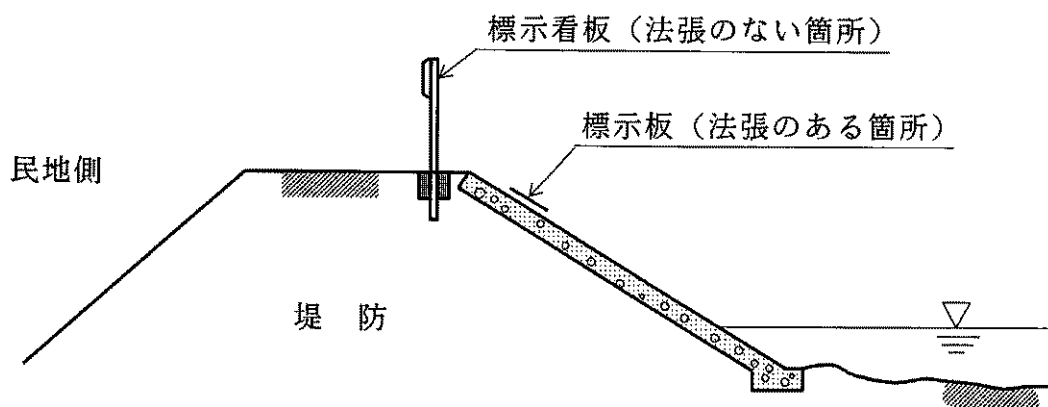


(注) 標示板は、護岸の前面及び背面に各々設置すること。前面については護岸に直接取付け、背面については護岸に直接取付けるか、又は独立して標示看板を設置すること。

なお、護岸に直接取付ける標示板は、見やすい高さのところに設置し、管理用通路としての機能を損しないこと。



(ウ) 築堤形式の堤防の箇所



(注) 堤防天端又は川表側の法面の天端に近いところに設置すること。

第 20 節 地下工作物

(設置深さ)

第 67 地下工作物の設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとする。

2 河川管理施設が、現況あるいは将来計画において特殊堤等杭構造を有する場合は、杭等の河川管理施設の機能に影響のない位置を原則とすること。

この場合、杭等の施設の機能に影響を与える位置に設置せざるを得ない場合は、河川管理施設に対して措置等を行うものとする。

(構造の原則)

第 68 地下工作物は、計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とし、鉄筋コンクリート構造のものと同等の強度、耐久性、止水性等を有しているものであること。また、地震に対しても十分安全な構造とするものとする。

(設置に係わるその他の留意事項)

第 69 工作物内部における火災等により河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講ずるものとする。

2 工事実施にあたっては、工事期間中及び工事完了後所要の期間にわたる河川管理施設の変状調査を行うこと。

第 21 節 船舶係留施設

(設置の一般的基準)

第 70 船舶係留施設を設置する場合、著しい流水の乱れや河床、河岸及び高水敷の洗掘、堤防への悪影響等、塵芥の集積等が生じないよう必要な対策を講ずるものとする。また、護岸や河岸、河床の維持管理に支障とならないように設置するとともに船舶の係留方法は、流れや水位変動等に応じて適切に配慮された方式とするものとする。

2 対策が必要な箇所に船舶係留施設を設置するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

一 船舶係留施設による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等の相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

二 低水路に接した高水敷部を掘り込んで船舶を係留する区域（以下「泊地」という。）は堤防法尻から治水上支障のない距離以上離すとともに、泊地部の深さは泊地としての機能を確保できる必要最小限の深さとするものとする。

また、泊地の形状は流水が著しく乱れないような形状とするとともに泊地に接続す

る高水敷、低水路河岸及び河床においては浸食や洗掘が生じないように適切に配慮された対策を講ずるものとする。さらに、基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

(乗降用栈橋及び荷役用栈橋)

第 71 乗降用栈橋及び荷役用栈橋（工事用仮栈橋を除く。以下「栈橋」という。）は、護岸法線と平行に設けるものとする。また、設置位置は、橋、伏せ越し、公共階段、水門等の他の工作物及び河川の分合流部から原則として 10m 以上離すものとする。

2 栈橋の出幅は、原則として次の表に掲げる値以内とするものとする。ただし、設置地点の川幅が広く、河積阻害等流水への影響を検討し、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。なお、出幅とは、護岸天端前面（堤防形式の護岸の場合は計画高水位と堤防表法面の交点、テラス整備河川及び高水敷整備河川では低水部の護岸前面をいう。）から工作物側端（工作物の幅を含む。）までの幅をいう。

河 川 名	出 幅
隅田川	12m
中川、新中川、旧中川、旧江戸川	8m
綾瀬川	6m
その他の河川	5m

3 河川の流水方向に直角に設ける渡し栈橋の桁下高さは、原則として計画高水位以上とするものとする。ただし、河積阻害等流水への影響を検討し、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

4 栈橋の構造は、栈橋の荷重を河川管理施設に極力作用させないような構造とし、利用者の群集荷重等及び計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下の流水の作用に対して十分安全なものであること。

(係留杭)

第 72 係留杭は、係留船及び浮き栈橋等を安全に係留するために必要な構造を有し、その設置本数は極力少ないものとする。また、改築等に伴い用いなくなった係留杭は撤去するものとする。

2 係留杭は、河川の流水方向に直線で揃えて設置するものとし、その形状や長さを揃える等周辺の景観に十分に配慮するものであること。

3 係留杭の天端高さは、洪水時に浮上した係留船又は浮き栈橋等が流失しないよう現況の護岸天端高から 0.5m を加えた高さ程度にすることを基本とするものとする。ただし、自沈装置を備えた浮き栈橋を固定するために用いる係留杭は、自沈装置の機能上に必要な天端高さとすることができる。

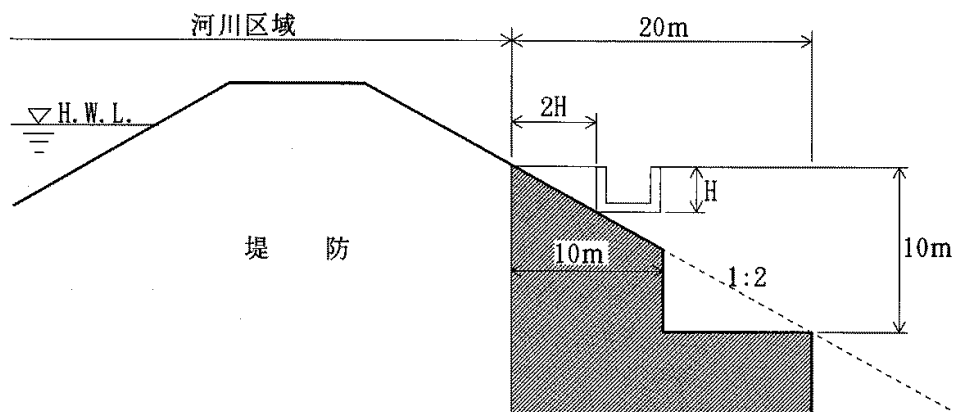
- 4 係留杭の材質は、鋼管を基本とするものとする。ただし、これによりがたい場合は木材とすることができる。
- 5 第 71 第 2 項の規定は、係留船の出幅について準用する。この場合において、第 71 第 2 項中「栈橋の出幅」とあるのは、「係留船の出幅」と、「工作物側端（工作物の幅を含む。）」とあるのは、「係留船側端（係留船の幅を含む。）」と読み替えるものとする。

第 22 節 河川保全区域における工作物等の規制

（工作物の新築等）

第 73 堤内地において、堤防の堤脚に近接して工作物を設置する場合については、次によるものとする。

- 一 堤脚から 50 パーセントの勾配（2 割勾配）の線より堤内側及び堤脚から 20m（深さ 10m 以内の工作物の場合については 10m）を越える範囲（下図の斜線外の堤内地側の部分）における工作物の設置（堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。）については、特に支障を生じないものであること。
- 二 掘込河道（河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上）のうち堤防高が 0.6m 未満である箇所については、下図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。
- 三 杭基礎工等（連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。）については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面上昇に対する影響はなく、下図の斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。
- 四 下図の斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合については、浸透流計算により求めた洪水時の堤防内の湿潤面に基づく堤防のすべり安定計算により、堤防の安定性について工作物設置前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸い出しを生じない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとする。なお、旧河道や漏水の実績のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要があると考えられるものであること。
- 五 基礎地盤が軟弱な箇所における下図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合については、荷重バランスの崩れ、浸潤面上昇等により堤防の安定性を損なうことが考えられるため、第四号に準じて堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。なお、事前に十分な検討を行い堤防の影響の範囲を明確にしておく（下図と同様の図を作成）ことが望ましいものであること。



六 堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基盤漏水を生じやすい地質である場合には、すべりに対する堤防の安定性のほか、基盤漏水に対する堤防の安定性についても確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。

七 排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わるおそれのある工作物を設置する場合には、堤防法尻より 5m 以上離すものとする。

八 その他堤防の安全性を損なうおそれがある場合で、上記の判断基準によりがたいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

(土地の掘削、盛土又は切土)

第 74 第 73 第 1 項及び第 2 項の規定は、堤内の土地の掘削について準用する。この場合において、第 1 項中「工作物」及び「工作物の設置」とあるのは、「土地の掘削」と読み替えるものとする。

2 盛土を行う場合には、堤防の脚部には、水がたまるおそれがないよう必要な対策を講ずるものとする。

3 堤防の山付部は掘削（切土）しないものとする。

第 23 節 その他の施設等の取扱い

(a) 照明施設

(許可の範囲)

第 75

一 設置可能な要件

① 道路、自転車歩行者専用道路の設置を認めている箇所（新たに認める場合を含む。）において、夜間の利用が必要で、かつ堤内地側に照明施設を設置する道路敷地等の余地がない場合

② 公園の設置を認めている箇所（新たに認める場合を含む。）又は公園敷地として占用している箇所において、夜間の利用を見込んでいる場合

③ 水上バス等の運航事業に係る船舶係留施設、防災船着場及びその他の公共性をもつ

船着場において、船舶の安全運行及び利用者の安全を図るため、夜間照明が必要であると認められる場合

- ④ 地元町会等の要望により区市町村が設置する防犯灯で、その設置がやむを得ないと認められる場合
- ⑤ その他河川利用等に寄与するもので、その設置がやむを得ないと認められる場合

二 設置が不適当な要件

- ① 治水上や河川管理上又は自然環境上、著しい支障となる箇所に設置する場合

(設置の基準)

第 76

一 共通事項

- ① 照明施設の設置にあたっては、原則として管理用通路の建築限界（幅 3.0m 以上、高さ 4.5m 以上）を確保するものとする。また、照明柱は極力堤内地側に寄せて設置することを基本とするものとする。ただし、河川の状況等により、堤防又は護岸の表のり肩付近の樹林帯その他の適切な箇所に設置することができる。
- ② 照明柱の基礎の根入れは、護岸や堤防に悪影響を与えないよう極力浅くするものとする。
- ③ 電線類については、原則として地中に配管するものとし、漏電対策を講ずるものとする。また設置にあたっては、第 8 節管類等の基準を適用するものであること。
- ④ 船舶係留施設における照明施設の構造については、個別に判断するものとする。

二 築堤形式の堤防における設置基準

- ① 計画堤防が完成している箇所であること。
- ② 計画堤防内には照明柱及び電線類を設置しないものとする。

三 掘込河道のうち堤防高が 0.6m 未満の堤防における設置基準

- ① 河川改修が完了しており、護岸の安全が確保されている箇所であること。

四 自立式コンクリート護岸における設置基準

- ① 原則として河川改修が完了している箇所であること。
- ② 地形の状況等により、やむを得ず建築限界が確保されない場合において、緊急時に移動可能な基礎構造（ボルト定着等）とする等の対策が講ぜられるときは、照明施設の設置もやむを得ないとするものであること。

五 スーパー堤防における設置基準

- ① 堤防天端の堤内地側に寄せて設置することを原則とするものとする。
ただし、設置目的及び河川の状況等により堤防天端の表のり肩付近に設置することができるものであること。なお、この場合、電線類の設置位置は堤内地側の地中に配管するものとし、堤防法線に対して直角に横断して接続するものとする。
- ② 堤防天端に設置する照明柱の基礎は維持天端高の断面外とし、基礎の深さは、0.5m を基本とするものとする。また、非常時に移動可能な基礎構造（ボルト定着等）とするものとする。

- ③ やむを得ず河道内に設置する必要があるときは、洪水時の流水阻害を考慮して、原則として高さ 1m未満のフットライトとするものとする。

(b) 荷役用クレーン類

(設置位置等の原則)

第 77 荷役用クレーン類の支柱は、次の各号の定めに留意して設置するものとする。

- 一 護岸等の河川管理施設の上に設置しないこと。
- 二 河川管理用通路に設置しないこと。また、スーパー堤防整備区間にあつては新河川区域を考慮したものとする。
- 三 高潮区間の箇所における高潮護岸と旧護岸との間の敷地（水防用通路）及び旧護岸の土揚敷には設置しないものとする。ただし、特別の理由により事情やむを得ないと認められるときは、河川管理に支障とならない範囲において旧護岸の土揚敷に設置することができる。
- 2 護岸天端前面からの出幅及び水面上における工作物下端の高さは、別表に掲げる値を基本とするものとする。なお、特別の理由により、これによりがたい場合には、河川管理上支障のない範囲内で最小限緩和することができる。
ただし、この場合においても第 3 項の規定は、適用されるものであること。
- 3 堤防又は護岸上における工作物下端の空間高は、計画堤防高又は計画護岸高（通路面）から管理用通路の建築限界（高さ 4.5m以上）を確保するものとする。
- 4 河川に沿った工作物の長さは、極力最小限のものにとどめるものとする。

別 表（第 77 第 2 項関係）

河 川 名	出 幅	工作物下端の高さ
隅 田 川	10 メートル以内	AP+10.6 メートル以上
中川・新中川 旧中川・江戸川	8 メートル以内	AP+9.6 メートル以上
綾 瀬 川	6 メートル以内	AP+9.6 メートル以上
その他の河川	5 メートル以内	AP+9.6 メートル以上

(構造等の原則)

- 第 78** 工作物は、必要な強度を有するとともに、地震に対しても十分に安全な構造とするものとする。また、河川管理施設に振動等による悪影響を与えることのないよう配慮した構造とするものとする。
- 2** 河川管理用通路又は兼用道路の横過部にあつては、特に歩行者及び一般車両の通行に安全を図るための落下防止等の附属施設を設置するものとする。

(c) 工事用詰所・作業小屋・倉庫

(許可の範囲)

- 第 79** 河川区域内に工事用詰所、作業小屋及び倉庫又はこれに類する仮設建築物は、設置しないことを基本とするものとする。ただし、公共的な事業を施工するために必要で、かつ、事情やむを得ないと認められる場合に限り設置することができる。
- 2** 前項の工作物を設置する場合の許可申請すべき者は、原則として当該工事を請負う者とするものとする。

(構造等の原則)

- 第 80** 工事用詰所、作業小屋及び倉庫又はこれに類する仮設建築物の構造は木造又は組立式の極力簡易なものとし、基礎杭は設置しないものとする。また、作業小屋は側面を覆わないものとする。
- 2** 設置棟数及び床面積は、必要最小限のものにとどめるものとする。
- 3** 水面上に設置する場合の規模は、出幅は護岸天端前面から 4m以内、長さは 15m以内とし、箇所数は原則として 1 件の工事につき 1 箇所とするものとする。
- 4** 水面上に設置する場合の工作物下端の高さは、護岸天端から 20cm 以上とするものとする。

(d) 工事用仮設物

(仮締切)

- 第 81** 河川堤防を全面開削する場合又は部分開削するもののうち、堤防の機能が相当に低下する場合には、仮締切を設置するものとする。
- 2** 河川の流水に影響を及ぼす河道内の工事及び河川堤防を開削する工事は、原則として非出水期（出水期以外の期間をいう。以下「渇水期」という。）に行うものとする。ただし、施工期間等から出水期（6 月から 10 月までの期間をいう。）の施工がやむを得ないと認められる場合は、治水上の安全を十分確保して実施するものとする。
- 3** 河川の流水に影響を及ぼすおそれがある場合（河積阻害が大きい場合等をいう。）は、仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを水理計算等により確認し、不足する場合は、河道掘削、堤防嵩上げ等の必要な対策を講ずるものとする。

ただし、仮締切設置後の河積阻害が小さく渇水期内にのみ設置される場合、又は河川の現況特性、地形状況等から堤内地及び既存の河川管理施設等に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合には、この限りではない。

- 4 仮締切の構造は、掘込河道の場合を除き既設堤防と同等以上の治水の安全度を有するものとし、出水期における仮締切は、原則として鋼矢板二重式工法によるものとする。ただし、地質の状況等により同工法によりがたいと認められるときは、これと同等の安全性を有する構造のものとする。
- 5 堤防の開削を行う場合の仮締切の高さは、出水期においては現況堤防の高さ以上とするものとする。ただし、渇水期においては工事施工期間（不測の事態による工期の延長も考慮して定める。）の設計対象水位に構造令第 20 条第 1 項に定める余裕高（この場合において設計対象水位に対応する流量を計画高水流量とみなす。）を加えた高さ以上（現況堤防の高さがこれより低い場合は、現況堤防の高さ。）とすることができるものとする。
- 6 鋼矢板二重式工法の天端幅は、構造令第 21 条に定める値以上とするものとする。ただし、大河川にあつては 5m 程度以上、その他の河川にあつては 3m 程度以上の適切な値とし、安定計算により決定するものとする。
なお、堤防の開削を伴わない場合は、構造の安定上必要な値以上とするものとする。
- 7 仮締切の現況堤防への取付位置は、堤防開削地点から現況堤防の天端幅又は仮締切の天端幅のいずれか大きい方の長さの距離を離すとともに、洪水の流下に著しい支障を及ぼさない平面形状とするものとする。
- 8 舟航河川（従来から営業船舶の航行がある河川をいう。）においては、船舶の航行実績等を考慮して、航行に支障とならないよう必要な航路幅を確保するものとする。

（工事用仮栈橋）

- 第 82** 工事用仮栈橋は、原則として出水期間中は撤去するものとする。やむを得ず撤去できない場合で、かつ、第 83 に定める迂回路のための仮橋に準ずる構造のものにもできない場合は、河道内のごく一部分の架設にとどめるとともに、出水によって流出することのないよう措置するなど治水上の配慮を十分行うものとする。
- 2 出水時に撤去する場合を除き、当該工事用仮栈橋の部分は無効河積として治水上の影響を検討するものとする。なお、この場合は、工事用仮栈橋設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを水理計算等により確認し、不足する場合は、河道掘削、堤防嵩上げ等の必要な対策を講ずるものとする。

ただし、工事用仮栈橋設置後の河積阻害が小さく渇水期内にのみ設置される場合、又は河川の現況特性、地形状況等から堤内地及び既存の河川管理施設等に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合には、この限りではない。

(迂回路のための仮橋)

第 83 径間長は、構造令第 39 条（可動堰の径間長の特例）第 1 項の表の第 3 欄に掲げる値以上とするものとする。

2 仮橋が建設省令第 29 条（近接橋の特例）第 1 項第一号に規定する近接橋となる場合、当該仮橋の橋脚と既設の橋脚等との間の流向と直角に測った距離は、構造令第 39 条第 1 項の表の第 3 欄に掲げる値以上離すものとし、かつ、前項の規定を満足するものとする。

3 橋の改築にあたって既設橋の片側車線を仮橋として使用する場合、新設橋の橋脚は、前項に準じて定めるものであること。

4 桁下高は、構造令第 64 条（橋の桁下高）の規定を準用するものであること。

なお、改築する橋が構造令第 67 条（適用除外）第 1 項に規定する橋に該当する場合、その仮橋については、以上述べたところによる必要はないものである。

(e) 橋梁構造となる歩道等、臨時に設ける橋

(臨時に設ける橋の設置基準)

第 84

一 径間長

歩道等に係る橋の径間長は、1 橋脚を現橋の橋脚の見通し線上に設置することとして定まる径間長とすることができるものとする。

二 桁下高

歩道等に係る橋の桁下高は、現橋の桁下高を下回らないものとする。

三 護岸

歩道等に係る橋の設置に伴い施工すべき河岸又は堤防の護岸については、建設省令第 31 条の規定を準用するものとする。この場合において基準径間長は、河川の現況流下能力の流量を計画高水流量とみなして定まる値とするとともに、歩道等に係る橋のみならず現橋の橋脚及び橋台の影響に対しても措置するものとする。

四 現橋を改築する際の費用負担等

現橋に歩道等を添架し又はこれに近接した橋を設置した場合（構造令に適合する場合を除く。）は、現橋を改築する際、当該歩道等は撤去し、かつ、当該歩道橋等の幅員相当分は道路管理者が負担するものとする。なお、現橋の改築は、できるだけこれを早めるよう努めるものとする。

(f) 季節的な行事等を行うために設ける仮設物

(季節的に設ける仮設物の設置基準)

第 85 仮設工作物を設置する場合には、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがないこと。

- 2 流水の流下を妨げるおそれのある仮設工作物は、設置しないものとする。ただし、河川の状況、当該工作物の種類、占用の期間その他河川の使用形態等を勘案して、治水上の支障を生じるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

第 24 節 雨水放流等の取扱い

（下水道又は道路等からの雨水の放流）

第 86 下水道施設の整備に伴う雨水放流については、放流量等について、事前に建設局河川部と協議するものとする。

- 2 下水道計画策定区域外における道路等の整備に伴う雨水放流については、第 87 第 1 項及び第 2 項に準じて放流許可量を申請者が算定し、建設局河川部と協議のうえ決定するものとする。
- 3 下水道計画策定区域内における下水道施設以外のものに係る雨水放流施設（道路整備に伴う雨水排水施設等をいう。）は、下水道施設整備の進捗状況等を考慮して、事情やむを得ないと認められるときに限り設置できるものとする。ただしこの場合においては、当該下水道計画の内容と整合を図ることを基本とするものとする。
- 4 計画流出量が放流許可量を超える場合においては、放流許可量以上の雨水等が流出しないよう適切な雨水流出抑制措置を講ずるものとする。
- 5 放流施設の設置については、工作物設置許可基準及び本基準第 8 節管類等を適用するものとする。

（開発行為等に伴う雨水の放流）

第 87 宅地造成等の開発行為（都市計画法第 32 条協議等をいう。）に伴う法定河川への雨水放流については、下記に基づき放流許可量を申請者が算定し、建設局河川部と協議のうえ決定するものとする。

- 一 放流許可量の算定にあたっては、宅造面積が 1 ha 以上のものについては当該放流地点下流における河川の現況流下能力に見合う量を算定し、これを放流許可量とする。ただし、宅造面積が 1ha 未満の区域から放流する場合は、30mm/hr(1 年確率)、 $f=0.5$ (流出係数)、流達時間 10 分で算定した量を放流許可量とすることができる。
- 二 放流許可量を超える量については、雨水を一時貯留する調整池、貯留槽、浸透枡等により措置するものとする。ただし開発面積が 10ha 以上の場合は、「防災調節池等技術基準（案）」（増補改訂昭和 63 年 1 月、日本河川協会）により、原則として防災調節池等を設置するものとする。
- 三 放流施設の設置については、工作物設置許可基準及び本基準第 8 節管類等を適用するものとする。
- 2 財産譲与後における宅地造成等の開発行為に伴う普通河川への雨水放流については、「普通河川に放流する際の承認事務の取扱いの変更に伴う雨水の放流許可量の都と市町村の協議について」（平成 13 年 3 月 13 日建設局河川部 12 建河計第 272 号）に基づき市町村と協議のうえ決定するものとする。ただし、市町村は必要に応じて各建設事務所

と協議するものとする。

なお、財産譲与の移行期間における普通河川への放流承認又は放流同意については、各建設事務所と協議のうえ決定するものとする。

(個人の申請による雨水以外の河川放流)

第 88 公共下水道の供用区域内においては、河川への放流はしないものとする。

- 2 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称「環境確保条例」）（平成 12 年東京都条例第 215 号）に水質基準の定めのあるものは、申請時に東京都の水質規制を担当する部所の審査を受けた旨を証する書面を添付するものとする。
- 3 公共下水道が整備されていない地域において、生活排水を河川へ放流する場合には、東京都生活排水対策指導要綱（昭和 60 年環水規第 529 号）に水質基準及び構造について定めのあるものは同要綱を遵守するとともに、水質規制を担当する部所の指導を受けることを条件とする。
- 4 放流施設の設置については、工作物設置許可基準及び本基準第 8 節管類等を適用するものとする。ただし管類の設置は、堀込河道（河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上）等の治水上及び河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれのない箇所に設置できるものとし、堤防（築堤構造の河岸をいう。）の堤体内には設置しないものとする。

第 25 節 雑 則

(適用除外)

第 89 この基準の規定（第 79 から第 88 までの各規定を除く）は、次に掲げる許可工作物については適用しない。

- 一 治水上の機能を早急に向上させる必要のある小区間の河川における応急措置によって設けられるもの
- 二 臨時に設けられるもの
- 三 工事を施工するために仮に設けられるもの

(構造令第 73 条)

(準用河川に設置する許可工作物への準用)

第 90 準用河川に設置する許可工作物については、この基準の規定を準用する。

(構造令第 77 条)

（その他の許可工作物の取扱い）

第 91 この基準に定めのない許可工作物については、第 1 から第 5 までの規定を適用するとともに、必要な限りにおいて前項までの規定を準用する。

第 3 章 工作物設置許可基準

第3章 工作物設置許可基準

第1節 総 則

(趣旨)

第1 この基準は、河川区域内における河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第26条第1項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、法第6条第1項規定する河川区域のうち遊水地、湖沼（ダム湖を含む。）及び高規格堤防特別区域及び樹林帯区域を除いた区域における工作物の設置等に適用する。

(基本方針)

第3 工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行うことを基本とする。

- 一 当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。
- 二 当該工作物の設置等により治水上、利水上又は環境上支障を生じることがなく、かつ他の工作物に悪影響を与えない場合。
- 三 当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。
- 四 当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。
- 五 河川環境管理基本計画（「河川環境管理基本計画の策定について」（昭和58年6月28日付け建設省河川局長通達）による河川環境管理基本計画をいう。）が定められている場合にあっては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。

(設置等の一般的基準)

第4 工作物の設置等に当たっての一般的基準は次のとおりとする。

- 一 工作物の設置に当たっては、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。）に適合した位置を選定するものとする。
- 二 工作物の設置に当たっては、地質的に安定した箇所を選定することを基本とするものとする。
- 三 水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず計画堤防（計画横断形の堤防に係わる部分をいう。以下、この基準において同じ。）内に設けることが必要となる工作物の設置に当たっては、水衝部等以外の箇所を選定することを基本とするものとする。

- 四 三に掲げる工作物以外の工作物については、計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- 五 橋、堰等河道内に設ける工作物、並びに計画堤防内に設ける水門及び樋門等の設置等にあたっては、既存の施設の統廃合に努めるものとする。
- 六 河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする。
- 七 設置が不適當な箇所においてやむを得ず工作物を設置するときは、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適切と認められる対策を講ずるものとする。
- 八 付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全等の河川環境の保全に配慮するものとする。なお、工事を施工するために仮に設けられる工作物においては、必要に応じ、河川環境の保全に配慮するよう努めるものとする。
- 九 工作物の用途を廃止したときは、その工作物が治水上、利水上の支障とならないように除却することを基本とするものとする。

第2節 堰

(設置位置の選定基準)

第5

- 一 設置が不適當な箇所
- ① 狭窄部(山間狭窄部は除く。)、水衝部、支派川の分合流部
 - ② 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所
- 二 設置にあたって対策が必要な箇所
- ① 河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所
 - ② 堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所
 - ③ 堰の計画湛水位が堤内地盤高より高くなる箇所

(設置の基準)

第6

- 一 共通事項
- ① 堰の平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。
 - ② 起伏堰(ゴム引布製起伏堰を除く。以下同じ。)は、計画高水流量が大きい重要区間又は河床勾配が急な区間若しくは河床材料の粒径が粗い区間等には、設置しないことを基本とするものとする。
 - ③ 魚類の遡上等のため必要がある場合には、適切な構造の魚道を設けるものとする。
 - ④ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

二 対策が必要な箇所における設置基準

- ① 他の工作物に近接して設置する場合において、堰の設置による河床の変動等により、他の工作物の基礎に影響を与えるおそれがあるときは、基礎の補強等の対策を講ずるとともに、堰柱については他の工作物と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とするものとする。
- ② 堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所に設置するときは、堤内地の排水系統の見直し又はポンプによる排水処理等の対策を講ずるものとする。
- ③ 計画湛水位が堤内地盤高より高くなるときは、十分な漏水対策の他、水抜き施設の設置等、堤防の湿潤化防止対策を講ずるものとする。

第3節 水門及び樋門

(設置位置の選定基準)

第7

一 設置が不適当な箇所

- ① 水衝部
- ② 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

二 設置にあたって対策が必要な箇所

- ① 既設の水門及び樋門(以下「水門等」という。)に近接した箇所
- ② 基礎地盤が軟弱な箇所
- ③ 堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所

(設置の基準)

第8

一 共通事項

- ① 水門等の設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。
- ② 排水のための水門等を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう配慮するものとする。
- ③ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

二 対策が必要な箇所における設置基準

- ① 既設の水門等に近接した箇所に設置するときは、取付護岸の一体化等必要な対策を講ずるものとする。
- ② 基礎地盤が軟弱な箇所及び堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第9

- ① 水門等は、統廃合に努めるものとする。

- ② 水門等は、他の利水及び河川利用の状況に配慮し設置するものとする。

第4節 水路

(設置の基準)

第10

一 共通事項

- ① 堤防に設置しないことを基本とするものとする。
- ② 堤外地において、河川の縦断方向に設置しないことを基本とするものとする。
- ③ 堤外地に横断的に設置する水路の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするとともに、法勾配は緩やかにし、その周囲には高水敷保護工を設置するものとする。
- ④ 堤内地において、河川の縦断方向に設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日建設省河治発第40号)によるものとする。
- ⑤ 排水のための水路を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するように配慮するものとする。
- ⑥ 高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

第5節 揚水機場及び排水機場

(設置の基準)

第11

一 共通事項

- ① 揚水機場及び排水機場(以下「揚排水機場」という。)のポンプ設備及び吐出水槽その他の調圧部を堤防法尻に近接して設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日建設省河治発第40号)によるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第12

- ① ポンプの連続運転による振動等により、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、設置位置の変更や十分な振動対策等の措置を講ずるものとする。

第6節 取水塔

(設置位置の選定基準)

第13

一 設置が不適当な箇所

- ① 狭窄部(山間狭窄部は除く。)、水衝部、支派川の分合流部
- ② 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所
- 二 設置にあたって対策が必要な箇所
 - ① 河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所

(設置の基準)

第 1 4

- 一 共通事項
 - ① 魚類の迷入、吸込み防止に配慮した構造とするものとする。
 - ② 取付護岸は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。
- 二 対策が必要な箇所における設置基準
 - ① 取水塔の設置による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

第 7 節 伏せ越し

(設置位置の選定基準)

第 1 5

- 一 設置が不適当な箇所
 - ① 河床の変動が大きい箇所
 - ② 河川に設けられている他の工作物(堰、橋等)に近接した箇所
- 二 設置にあたって対策が必要な箇所
 - ① 基礎地盤が軟弱な箇所
 - ② 基礎地盤に漏水履歴のある箇所

(設置の基準)

第 1 6

- 一 共通事項
 - ① 伏せ越しの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。
- 二 対策が必要な箇所における設置基準
 - ① 基礎地盤が軟弱又は漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

第8節 管 類 等

(適用範囲)

第16の二 この節の規定は、光ファイバケーブル類(通信用のケーブル等を含む。以下同じとする。)以外の管類等について適用するものとする。

(設置の基準)

第17

一 共通事項

- ① 縦断的に設置しないことを基本とするものとする。
- ② 圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする。
- ③ 堤防乗り越し管は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。
- ④ 堤防乗り越し管は、堤防の表法肩から堤外側部分については流水の乱れを大きくしないよう必要な対策を講ずるものとする。
- ⑤ 堤防乗り越し管は、堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないものとする。
- ⑥ 堤防乗り越し管の設置にあたっては管類の振動が堤防に支障を与えないよう必要な対策を講ずるものとする。
- ⑦ 構造令に適合していない既存の橋には管類等を添架しないことを基本とするものとする。

第8節の2 光ファイバケーブル類

(適用範囲)

第17の二 この節の規定は、光ファイバケーブル類について適用するものとする。

(設置の基準)

第17の三

一 共通事項

- ① 設置にあたっては、計画横断形に適合した位置を選定することを基本とするものとする。ただし、近い将来改修工事に着手する予定のない区間にあつてはこの限りでない。
- ② 光ファイバケーブル類及び収容管路は、損傷等に対して十分安全な深さに埋設することを基本とするものとする。ただし、鞘管構造やコンクリート巻立構造とするなど、必要な対策を講ずるときはこの限りでない。
- ③ ハンドホール及び伝送装置等については、堤外地及び堤防の表法に設置しないことを基本とするものとする。ただし、高水敷において洗掘等の生じるおそれ極めて低い場合はこの限りでない。

二 河川の縦断方向に設置するときの設置の基準

① 計画堤防内、堤外地及び堤防の表法には設置しないことを基本とするものとする
こと。

② 堤内地において設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等
について」(平成 6 年 5 月 31 日建設省河治発第 40 号)によるものとする。

三 堤防を乗り越して設置するときの設置の基準

① 設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。

② 堤防の表法部分においては、光ファイバケーブル類及び収容管路はコンクリート
巻立構造(護岸との一体構造を含む。)とし、その上面を堤防法面に合わせることを基
本とするものとする。

なお、護岸との一体構造としない場合においては、護岸等の堤防補強を行うもの
とする。

③ 堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については、計画堤防内に設置しない
ことを基本とするものとする。

④ 構造令に適合していない既存の橋にやむを得ず添架するときは、治水上の支障に
ついて検討を行い、必要な対策を講ずるものとする。

四 高水敷に設置するときの設置の基準

① 設置の方向は、洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。

② 埋設の深さは、「河川管理施設等構造令」第 62 条第 2 項によるものとする。た
だし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りでない。

(設置に係るその他の留意事項)

第 17 の四

① 光ファイバケーブル類の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使
用の妨げとならないよう必要な対策を講ずるものとする。

(設置位置の選定基準)

第 18

一 設置が不適当な箇所

① 水衝部、支派川の分合流部

② 河床の変動が大きい箇所

③ 河川に設けられている他の工作物(堰、橋等)に近接した箇所

第 9 節 集水埋渠

(設置の基準)

第 19

一 共通事項

① 設置深さは、計画河床、現河床に配慮するとともに、河床低下や洗掘に対して十
分安全な深さとするものとする。

- ② 集水埋渠の有孔部は、堤脚から治水上支障のない距離を離して設置するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 2 0

- ① 集水埋渠の設置は、表流水取水が不適當又は著しく困難な場合に限られるものとする。
- ② 集水埋渠の取水量は、周辺の地下水利用等を著しく損なわない規模であるものとする。
- ③ 埋設物の長さ等の規模は、施設の維持、補修を勘案したうえで必要最小限にとどめるものとする。

第 10 節 橋

(設置位置の選定基準)

第 2 1

- 一 設置が不適當な箇所
 - ① 狭窄部(山間狭窄部は除く。)、水衝部、支派川の分合流部
 - ② 河床の変動が大きい箇所
- 二 設置にあたって対策が必要な箇所
 - ① 河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所

(設置の基準)

第 2 2

- 一 共通事項
 - ① 橋脚は、堤体内に設けないものとする。ただし、鞘管構造等の堤防に悪影響を及ぼさない構造のピアアバットを設け(ピアアバットの位置は原則として川表側とする)、川裏側において堤防補強を行うときはこの限りでない。
 - ② 橋の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとする。
 - ③ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。
- 二 対策が必要な箇所における設置基準
 - ① 橋脚による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 2 3

- ① 橋を改築するときは、旧橋を撤去するものとする。
- ② 河川管理用通路を確保するものとする。

第 11 節 潜 水 橋

(設置の基準)

第 2 4

一 共回事項

- ① 低水路に設置しないことを基本とするものとする。
- ② 潜水橋の上部構造が、洪水時等に流失することのないよう必要な対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 2 4 の 2

- ① 縁石、防護柵等を設置するときは、治水上支障が生じないよう適切に配慮された構造とするものとする。

第 12 節 道 路

(設置位置の選定基準)

第 2 5

一 設置が不適当な箇所

- ① 表小段

(設置の基準)

第 2 6

一 共回事項

- ① 河川管理用通路の機能の確保を優先するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 2 7

- ① 防護柵、標識、表示板、信号機等の道路交通のために設置する道路付属物は、必要最小限にとどめるものとする。
- ② 道路付属物の基礎は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- ③ 橋の堤外地側にアンダークロス道路は設置しないことを基本とするものとする。
- ④ 道路の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮した横断歩道の設置等の必要な対策を

講ずるものとする。

- ⑤ 歩道等は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとする。

第13節 自転車歩行者専用道路

(設置位置の選定基準)

第28

一 設置にあたって対策が必要な箇所

- ① 高水敷、表小段

(設置の基準)

第29

一 共通事項

- ① 自転車歩行者専用道路の設置の基準については、「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて」(昭和50年11月19日建設省河治発第98号)によるものとする。

第14節 坂 路

(設置位置の選定基準)

第30

一 設置が不適当な箇所

- ① 狭窄部、水衝部(川表側への設置の場合)

(設置の基準)

第31

一 共通事項

- ① 坂路は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- ② 川表側には逆坂路を設置しないものとする。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りでない。
- ③ 公園の附属施設等として設けられる坂路(以下「公園の坂路等」という。)は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第31の2

- ① 公園の坂路等は、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとする。

第15節 階 段

(設置の基準)

第32

一 共通事項

- ① 川表側は階段の上面を堤防法面に合わせ、川裏側は階段を計画堤防外に設置することを基本とするものとする。
- ② 川表側は、護岸等の堤防補強を行うものとする。
- ③ 手すりを設置するときは、治水上支障が生じないよう適切に配慮された構造とするものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第32の2

- ① 公園の附属施設等として設けられる階段は、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとする。

第16節 安全施設

(設置に係る留意事項)

第33

- ① 堤体及び堤外地における安全施設の設置は、安全上必要と認められる部分に限られるものとする。

第17節 架空線類

(設置位置の選定基準)

第34

一 設置が不適当な箇所

- ① 鉄塔、コンクリート柱、木柱等の支柱(以下「鉄塔等」という。))については、狭窄部、水衝部、支派川の分合流部
- ② 鉄塔等については、河床の変動が大きい箇所

二 設置にあたって対策が必要な箇所

- ① 鉄塔等については、堤外地
- ② 鉄塔等については、河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所
- ③ 鉄塔等については、堤内地の堤脚付近

(設置の基準)

第 3 5

一 共通事項

- ① 鉄塔等は河川の縦断方向に設置しないものとする。
- ② 河川の上空を横過する送電線又は通信線等の架空線（以下「架空線」という。）は堤外地にあっては河川の計画高水位に対し十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとする。
- ③ 架空線は計画堤防天端から十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとする。

二 対策が必要な箇所における設置基準

- ① 堤外地に鉄塔等を設置するときは、河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとする。
- ② 鉄塔等による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。
- ③ 堤内地の堤防に近接した箇所に鉄塔等を設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成 6 年 5 月 31 日建設省河治発第 40 号）によるものとする。

第 18 節 河底横過トンネル

(設置の基準)

第 3 6

一 共通事項

- ① 河底横過トンネルの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。
- ② 設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとする。
- ③ 河川水がトンネルを介して堤内へ流出するおそれがあるものについては両岸の堤内地側に制水ゲートを設置するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 3 7

- ① 圧力管については、管の損傷による河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講じておくものとする。

第 19 節 地下工作物

(適用範囲)

第 38 この節の規定は、公共駐車場、下水処理場、変電所等の地下工作物について適用するものとする。

(設置位置の選定基準)

第 39

- 一 設置が不適当な箇所
 - ① 狭窄部、水衝部、支派川の分合流部
 - ② 河床の変動が大きい箇所
 - ③ 河川に設けられている他の工作物(堰、橋等)に近接した箇所
 - ④ 基礎地盤が軟弱な箇所
 - ⑤ 基礎地盤に漏水履歴のある箇所
 - ⑥ 堤防下及び堤防に近接した箇所
 - ⑦ 低水路河岸に近接した箇所
- 二 設置にあたって対策が必要な箇所
 - ① 堤防付近の高水敷部

(設置の基準)

第 40

- 一 共通事項
 - ① 河川の地下空間の利用計画の制約とならないものとする。
 - ② 長区間にわたって縦断的に設置しないことを基本とするものとする。
 - ③ 地下水に影響を及ぼさないよう必要な対策を講ずるものとする。
 - ④ 設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとする。
 - ⑤ 地表への出入口等の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとする。
- 二 対策が必要な箇所における設置基準
 - ① 堤防に悪影響が生じないよう適切に配慮された施工方法を採用するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第 41

- ① 工作物内部における火災等により河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講ずるものとする。

第 20 節 船舶係留施設

(設置位置の選定基準)

第 4 2

一 設置が不適当な箇所

- ① 洪水時に多量の流木が流下又は集積するおそれのある区間
- ② 狭窄部、湾曲部、水衝部、支派川の分合流部
- ③ 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所
- ④ 水門等の操作により大きな流速の生じる箇所

二 設置にあたって対策が必要な箇所

- ① 河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所
- ② 低水路河岸に接して高水敷部を掘り込んだ箇所

(設置の基準)

第 4 3

一 共通事項

- ① 洪水・高潮時に係留された船舶によって治水上の支障が生じるおそれがある場合においては、船舶を治水上支障のない位置へ撤去することを基本とするものとする。
- ② 船舶係留施設の設置によって、著しい流水の乱れや河床、河岸及び高水敷の洗掘、堤防への悪影響等、塵芥の集積等が生じないように必要な対策を講ずるものとする。
- ③ 護岸や河岸、河床の維持管理に支障とならないものとする。
- ④ 船舶の係留方法は、流れや水位変動等に対して適切に配慮された方式とするものとする。

二 対策が必要な箇所における設置基準

- ① 船舶係留施設による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。
- ② 低水路に接した高水敷部を掘り込んで船舶を係留する区域(以下「泊地」という。)は堤防法尻から治水上支障のない距離以上離すとともに、泊地部の深さは泊地としての機能を確保できる必要最小限の深さとするものとする。また、泊地の形状は流水が著しく乱れないような形状とするともに、泊地に接続する高水敷、低水路河岸及び河床においては侵食や洗掘が生じないように適切に配慮された対策を講ずるものとする。さらに、基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。